

令和6年度版 居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者（法人）

事業者の名称	医療法人徳隣会
事業者の所在地	佐賀県鳥栖市弥生が丘6丁目82番地
法人種別	医療法人
代表者 氏名	理事長 堤 光太郎
電話番号	0942-82-4400

2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターとくりん久留米
所在地	福岡県久留米市山川追分一丁目13-6 ドミール追分1階102号
介護保険指定番号	4071607824
電話番号	0942-48-8880
FAX番号	0942-48-8881
サービス提供地域	半径16km圏内の久留米市、筑後市、小郡市、朝倉市、八女市、鳥栖市

(2) 当法人の併せて実施する事業

事業所名	住所	電話番号
つつみクリニック（鳥栖本院）	佐賀県鳥栖市弥生が丘6丁目82	0942-82-4400
つつみクリニック朝倉	福岡県朝倉市甘木1596-2	0946-21-6411

(3) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

(4) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前9時00分～午後6時00分 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

(5) 居宅介護支援の実施概要

事項	備考
課題分析およびモニタリングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「基本情報・アセスメント（各事業所使用のアセスメントツールを記載）」を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	医療法人徳隣会 介護事業部
担当者	介護事業部 部長
電話番号	092-273-2222
対応時間	月～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時00分～午後6時00分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

久留米市 (介護保険課)	電話 番号	0942-30-9247
	所在地	久留米市城南町15番地3
朝倉市 (介護サービス課)	電話 番号	0946-22-1111 (代表)
	所在地	朝倉市菩提寺412番地2
小郡市 (長寿支援課)	電話 番号	0942-72-2111 (代表)
	所在地	小郡市小郡255番地1
福岡県介護保険広域連合 (うきは・大刀洗支部)	電話 番号	0943-74-5355
	所在地	うきは市吉井町983番地1
福岡県国民保険団体連合会 (介護保険係)	電話 番号	092-642-7859
	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話 番号	
	所在地	
	電話 番号	
	所在地	

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおりに対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

9. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

10. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
 - ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的にも実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的にも実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとしします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ケアプランセンター とくりん久留米

所在地 福岡県久留米市山川追分一丁目 13-6 ドミール追分 1階 102号

管理者 森田 真一

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(ご利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

(続柄: _____)

別紙1

利用料金及び居宅介護支援費

サービス内容略称		単位 (円) 月額	備 考	
居宅介護支援費 I	(i)	要介護1・2	1,086	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員1人あたり45件未満の場合
		要介護3・4・5	1,411	
	(ii)	要介護1・2	544	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員1人あたり45件以上60件未満の場合において45以上の部分について算定
		要介護3・4・5	704	
	(iii)	要介護1・2	326	ケアプラン取扱件数が居宅支援専門員1人あたり45件以上の場合において60以上の部分について算定
		要介護3・4・5	422	
特定事業所集中減算		-200	正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合	
初回加算		300	新規の計画、要支援者が要介護者になった場合、要介護状態区分が、2区分以上変更	
特定事業所加算 I		519	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	
特定事業所加算 II		421		
特定事業所加算 III		323		
特定事業所加算 A		114		
特定事業所医療介護連携加算		125		日頃から医療機関等との連携に関する取り組みをより積極的に行っている場合
入院時情報連携加算 I		250	入院した日のうちに情報提供した場合	
入院時情報連携加算 II		200	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合	
退院・退所加算 I イ		450	病院、施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。	
退院・退所加算 I ロ		600	病院、施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。	
退院・退所加算 II イ		600	病院、施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。	
退院・退所加算 II ロ		750	病院、施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。	
退院・退所加算 III		900	病院、施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。	
通院時情報連携加算		50	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプラン等に記録した場合（月1回まで）	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	医師の求めにより、利用者宅を訪問しカンファレンスを行った場合（月2回まで）	
ターミナルケアマネジメント加算		400	ターミナル期により頻回な訪問等を行った場合（「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取扱いを行う）	
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	
業務継続計画未策定減算		-1%	感染症や災害が発生した場合であったも必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント		-5%	1月当りの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者	
運営基準減算		-50%	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	

R6.9.1現在

※上記加算につきましては、事業所の状況により算定の要件を満たした場合に算定します。（月により変動する場合あり）

サービス利用料金について

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者様の自己負担はありません。